

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和7年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	太宰府市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、子ども・子育て支援法に基づき、保育施設等や幼稚園等を利用する場合の教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定、利用申込に伴う利用調整、利用者負担額の決定・賦課・徴収、給付費の審査、支払い等の事務を行う。 窓口や郵送での書類の受け入れ以外に、マイナポータルサービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより受理する。
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 幼児教育無償化システム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル (2)子育て支援収納滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 9、127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保育児童課
②所属長の役職名	保育児童課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部 保育児童課 電話:092-921-2121 ファクス:092-925-0294
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、ログを定期的に分析することで、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策により、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対応は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 保育児童課 ②保育児童課長 中島 康秀	①健康福祉部 保育児童課 ②保育児童課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	I 8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民福祉部 保育児童課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部 保育児童課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-0294	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	II 1. および2. いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV		様式変更による追加		
令和2年10月20日	I 3. 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第68条	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :別表第二 13、116の項	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報照会の根拠) ※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	(別表第二省令における情報照会の根拠) 第10条の3、第59条の2	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 1. ②事務の概要	太宰府市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	太宰府市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 保護者の課税状況から、施設等利用給付及び実費徴収に係る補足給付事業の認定を行う。 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の事務の給付要件確認のため、個人住民税に係る情報を照会し、支給判定を行う。 番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）のシステム対応が行われるまでの暫定的な措置への対応に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 1. ③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 幼児教育無償化システム	事後	低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のシステム対応が行われるまでの暫定的な措置への対応に伴う変更
令和4年2月22日	I 2. 特定個人ファイル名	(1) 子育て支援ファイル (2) 子育て支援収納滞納ファイル	(1) 子育て支援ファイル (2) 子育て支援収納滞納ファイル (3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務ファイル	事後	低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のシステム対応が行われるまでの暫定的な措置への対応に伴う変更
令和4年2月22日	I 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第68条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94、100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第68条、第73条 3. デジタル改革関連法	事後	低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のシステム対応が行われるまでの暫定的な措置への対応に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二 13、116の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第10条の3、第59条の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二 13、116、121の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第10条の3、第59条の2、第59条の4 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(子総発0528第2号令和3年5月28日発)」	事後	・低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のシステム対応が行われるまでの暫定的な措置への対応に伴う変更 ・番号法の改正に伴う項番の整理
令和4年2月22日	II 1. および2. いつ時点の計数か	令和2年9月13日時点	令和3年1月27日時点	事後	
令和4年2月22日	8.連絡先	ファックス:092-921-0294	ファックス:092-925-0294	事後	見直しによる
令和4年12月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94、100の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94、101の項	事後	番号法の改正に伴う項番の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 1. ②事務の概要	実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 保護者の課税状況から、施設等利用給付及び実費徴収に係る補足給付事業の認定を行う。 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の事務の給付要件確認のため、個人住民税に係る情報を照会し、支給判定を行う。 番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	実施主体である市町村が、子ども・子育て支援法に基づき、保育施設等や幼稚園等を利用する場合の教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定、利用申込に伴う利用調整、利用者負担額の決定・賦課・徴収、給付費の審査、支払い等の事務を行う。 窓口や郵送での書類の受け入れ以外に、マイナポータルサービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより受理する。	事後	内容見直し
令和7年2月1日	I 1. ③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 幼児教育無償化システム	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 幼児教育無償化システム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム	事後	見直しによる追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)子育て支援ファイル (2)子育て支援収滞納ファイル (3)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務ファイル	(1)子育て支援ファイル (2)子育て支援収滞納ファイル	事後	内容見直し
令和7年2月1日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第68条、第73条 3. デジタル改革関連法	番号法第9条第1項 別表 9、127項	事後	番号法改正による項番の整理及び表現の改め

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二 13、116、121の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第10条の3、第59条の2、第59条の4 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(子総発0528第2号令和3年5月28日発)」	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項	事後	番号法改正による項番の整理及び表現の改め
令和7年2月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年1月27日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年1月27日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年2月1日	IV リスク対策		様式変更による追加		